

熊本県個人情報保護制度審議会議事録

1 日 時 平成26年10月23日(木)午前10時から午前11時30分まで

2 場 所 熊本県庁行政棟本館 審議会室

3 出席者

審議会委員 衛藤会長 稲崎委員 澤田委員 立石委員 浪本委員

実施機関 熊本県総務部県政情報文書課

事務局 県政情報文書課 本田課長 新納審議員 永田主幹 山富主事

取材あり(途中退席)、傍聴者なし

4 議事等

特定個人情報保護評価等に係る個人情報保護条例の一部改正について

5 審議内容

会 長

それでは、熊本県個人情報保護制度審議会を開会する。

御多忙の中お集まりいただき感謝する。

本日は、実施機関である知事から、個人情報保護条例の改正に関して諮問がなされている。

本日の議事について、事務局から説明をお願いします。

事務局

まず、資料の確認からさせていただきます。

資料確認

本日は、個人情報保護に関する重要事項として、「特定個人情報保護評価等に係る熊本県個人情報保護条例の一部改正」について知事から諮問があったので、これらの案件について御審議をお願いします。

会 長

それでは審議に移りたい。円滑な進行に御協力いただきたい。

では、今回の諮問案件について、資料に基づいて、実施機関から説明をお願いします。

特定個人情報保護評価等に係る熊本県個人情報保護条例の一部改正について

実施機関

資料1から6により説明

会 長

今回の条例改正は、国の法律の関係で改正の必要が生じたということであるが、実施機関の説明を受けて、何か質問等はあるか。

澤田委員 資料3 - 1から、何点か確認させていただく。
まず2ページの付番の「民 民 官」の関係で流通させて利用可能な視認性」とあるが、どういう意味か。

実施機関 番号そのものの管理は「官」、つまり行政機関で行うこととなるが、その利用は「民」、国民そして社会保障や税に関係する民間企業でも行うこととなる。また、制度そのものにおいては「法人番号」、法人等の利活用も想定されているところから、このような番号を流通させることによって利用を図ることかと思われる。
また、「視認性」については、まず法人番号は誰でも確認することのできる番号であり、個人番号に関しても、自己の個人番号がどのように利用されたかということすべてを確認することが可能なシステムである、ということを表しているのだと考える。

澤田委員 「民 民 官」とは、「個人、法人、行政機関」ということか。

実施機関 そういうことだと考える。

澤田委員 もう一点よろしいか。
17ページ以降の評価のフロー図において、「委員会提出」とあるこの「委員会」とは国の委員会のことか。

実施機関 そのとおりである。国の委員会に提出することが想定されている。

澤田委員 ということは、県の審議会で実施する特定個人情報保護評価というのは、19ページ等にある第三者点検の部分に係ってくるということか。

実施機関 そのとおりである。

会 長 今、委員会の話が出たが、資料3 - 1の表紙に書かれている「特定個人情報保護委員会事務局」というのも国の委員会なのか。

実施機関 そうである。
資料3 - 1の3ページの左側に「特定個人情報保護委員会」とあるが、これは国の委員会であり、事務局組織も存在する。基本的には国の行政機関に対して指導監督等を行うこととなるが、制度上は、地方公共団体等における特定個人情報の取扱いについても、指導監督できる権限を有している。

澤田委員 市町村、一部事務組合等も対象となっているのか。

実施機関 対象となっている。地方公共団体等が特定個人情報を保有する場合には、これらの手続きを実施することとされている。
なお、当審議会で第三者点検を行っていただくのは、熊本県の実施機関が保有する特定個人情報の取扱いに関するもののみである。

浪本委員 関係例規の4ページに、地方公共団体が第三者点検を行う場合、原則として条例等に基づき地方公共団体等が設置する個人情報保護審議会又は審査会によるものとする

とあるが、熊本県においては当審議会が第三者点検を実施すると先ほどの説明でもあった。だが、解釈運用基準によれば、県には当審議会の他、個人情報保護審査会も存在している。なぜ当審議会において第三者点検を行うこととしたのか。

実施機関 本県においては、個人情報保護条例に基づき、個人情報保護制度審議会と個人情報保護審査会の二つの機関が存在する。その役割としては、制度審議会が個人情報保護制度に係る事項を審議すること、審査会が自己情報の開示請求に係る個々の事案の開示不開示の判断に対して審査を行うことである。そこで、今回の議題となっている特定個人情報保護評価に係る第三者点検については、制度審議会において行うことが適当と考える。

会 長 特定個人情報保護評価において「しきい値判断」を行うこととされているが、この「しきい値」とはどういう定義なのか。
特定個人情報保護評価指針の7ページに「しきい値判断」については詳しく述べられているようである。

澤田委員 指針の解説にも定義の説明は無いようであるが、統計の分野でよく使われる言葉である。「この値以上とこの値以下で分かれる」という意味合いで用いられる。

会 長 もう一点確認であるが、従来の個人情報保護法、国の行政機関における個人情報の保護に関する法律等と、番号制度とは、どのような関係にあるのか。

実施機関 今回、番号法の中で規定された特定個人情報とは、個人番号を含む個人情報であり、従来からの個人情報という定義に含まれるものである。番号法は、この特定個人情報の取扱いについて定めたものであり、従来の行政機関における個人情報の保護に関する法律との整合を図るため、特定個人情報の取扱いについては条文を読み替えるといった特例が設けられている。

つまり、国における個人情報の取扱いについては、個人情報全般については個人情報保護法、特定個人情報については番号法という二つの制度の中で取り扱っていくこととなる。

また、地方公共団体については、国の個人情報保護法とは離れたところで、各都道府県で定めている条例に基づいて個人情報を取り扱っているが、今後、特定個人情報の取扱いに関してのみは、番号法の規定に基づくこととなる。よって現在、一般的な個人情報の取扱いと特定個人情報の取扱いとの間に齟齬が生じている状態であり、再来年の番号法施行に向け、条例の規定の整備等の必要がある。これに係る条例改正については、現在素案を含め検討中であるが、今後、当審議会において御審議をお願いすることとなる。

会 長 行政機関個人情報保護法と番号法、どちらが基本的な一般法で、どちらが特別法なのかということが、齟齬が生じた場合の解釈の基準等、今後の審議の中で判断を行う上で重要であると考えたため、このような質問をさせてもらった。

稲崎委員 今回の議題と直接関係はないが、先ほどの質問で出た審査会において、自己情報の開示請求における開示不開示の決定が妥当であるかということを審査するのは誰なのか。

実施機関 審査会においても、委員の方々に審査をお願いしている。

会 長 その他に御質問等はないか。

各委員 (意見なし)

会 長 それでは、今回の知事からの諮問について、適当であると判断してよろしいか。

各委員 (異議なし)

会 長 では、適当と認めることとする。
以上、今回の議題に関する審議が終了した。具体的な答申文については会長に一任
いただくこととしてよろしいか。

各委員 (異議なし)

会 長 では、そのようにさせていただく。
また、今後の審議の過程で条例案に字句修正等が生じた場合にも、会長に一任いた
だくこととしてよろしいか。

各委員 (異議なし)

会 長 では、事務局と調整の上、結論を出したいと思う。
事務局から何か連絡等あるか。

事務局 次回の審議会の開催については、例年通り2月ごろを予定している。もし、緊急に
御審議をお願いする案件が生じた場合は、お集まりいただくことになる。
よろしく願います。

会 長 それでは、本日の審議会はこれをもって終了する。